

御殿場市役所等における感染症対策の考え方について

実施期間：令和5年3月13日～

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日以降、2類相当から5類感染症に位置づけられることに伴い、政府より3月13日からのマスク着用の考え方の見直しが通知され、「マスクの着用は個人の判断を尊重して委ね、本人の意思に反して着脱を強制しない」こととなりました。当市においては、このことを踏まえ感染症対策について下記のとおり取り組みます。

- うがい・手指消毒・3密の回避・換気の励行による基本的な感染症対策を引き続き実施する
- 窓口業務等、来客と接する場合には職員のマスクの着用を推奨するが、来客の皆さんの着用は個人の判断を尊重する
- 屋内・屋外の会議、イベント等は基本的な感染症対策を行い、マスクの着用は個人の判断を尊重する（ただし感染リスクの高まる状況ではマスク着用を求める場合があります）
- 公共施設の利用については制限を設けず、定員数まで利用できる
- 学校では文部科学省の指針により 4月1日からは、教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする（下線部令和5年3月24日改定）

※ 事業者においては感染症対策上や事業上の理由からマスクの着用を求めることは許容します

※ 新型コロナウイルス等感染症が拡大した場合や国・県からマスクの着用等について新たな方針が示された場合は見直すことがあります

※ 飲食を伴う懇親会では基本的な感染症対策を徹底してください

令和5年3月6日 御殿場市長 勝又正美